

公 表 第 16 号

地方自治法第242条第1項の規定により、請求人から提出された住民監査請求についてはこれを却下し、請求人に対して別紙のとおり通知したので公表します。

平成28年10月17日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

28監査第367号
平成28年10月17日

請求人 ***** 様

久留米市監査委員 田 中 俊 博
久留米市監査委員 埴 秀 二
久留米市監査委員 原 口 和 人
久留米市監査委員 藤 林 詠 子

久留米市職員措置請求書の却下について（通知）

平成28年10月3日に收受した久留米市職員措置請求書につきましては、これを却下しましたので通知いたします。

（却下の理由） 別紙のとおり

（補足説明）

住民監査請求の結果に対して不服申立てを行うことや、同一の財務会計行為等を対象として、重ねて住民監査請求を行うことは、制度上認められていません。

住民監査請求の結果に不服があるときなど所定の場合については、地方自治法上、住民訴訟の手續が設けられています。

ただし、その場合においても、様々な訴訟要件等が規定されていますので、本件請求の場合でも対象となりうるのかどうかなどは、裁判所に確認されますよう申しそえます。

通知書

1 監査請求書の收受

平成28年10月3日に「久留米市職員措置請求書」が、郵送で提出され、同日收受した。

2 請求人

氏名（****） 久留米市在住

3 請求書及びその要旨

(1) 表題 「久留米市職員措置請求書」

(注：「藤光産業団地内の土地についての地方税法第417条第1項に係る不作為に関する措置請求」)

(2) 請求書の要旨 (注：請求書は長文であるため、その原文を要約・整理して示す。)

「久留米市職員措置請求書」

1 「違法・不当な行為」について

平成26年11月に市民文化部資産税課職員が、請求人の所有する土地の現地調査を行った時、これまで固定資産税課税標準額をおよそ2倍に過大評価していたことを確認した。これは登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合に該当する。地方税法第417条第1項によれば、その場合、直ちに固定資産台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならず、又、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないとされているにもかかわらず、これらを怠っている。このことは、違法又は不当に適正な公金の賦課・徴収を怠る事実等に該当する。

2 「損害」の発生について

請求人が所有者となった当該土地に対し、久留米市は平成26年度の固定資産税台帳の評価額を修正しなかったため、自分は平成26年度中途取得時以降の7カ月分について、固定資産税を過徴収されている。これは、当該土地の前所有者である久留米市土地開発公社にとっても同様である。同公社は、本件土地に関する訴訟のための費用を過大に支出したおそれもある。

3 求める「措置」について

平成26年度の固定資産課税台帳の本件土地評価額を修正し、納税義務者へ通知の上、過徴収した税金を返還するほか、これに関する適正な措置を求める。

4 監査請求に関する決定について (平成28年10月12日決定)

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断されるため、監査の対象とはならない。したがって、適法な請求としては受理できず、却下して監査は実施しないことを監査委員の協議により決定した。

5 決定の理由

住民監査請求制度によって監査を求めるためには、地方自治法第242条の規定に基づき、請求人及び監査の対象等について定められた要件を全て満たすことが必要である。

本件について見れば、久留米市職員による違法又は不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実があると認められるか、その不作為が他の事項から区分して特定認識しうる程度に個別的・具体的に摘示されているか、請求期間の1年を経過していないか、久留米市が財産的損害をこうむっているか、さらに、求めうる措置についても、久留米市に生じた損害を補填又は回復するために講ず

べきものに限られることなどが実質的要件となる。

さらに、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったとしても、その市に財産的損害が発生すると認められる場合でなければ請求することはできない(最高裁判決平成6年9月8日)ものとされている。これらは、住民監査請求及び住民訴訟が、個人の利益ではなく、住民全体の利益を保護することをその目的とするものだからである。

本件請求に係る提出文書から検討すると、請求人が求めることの主旨は、平成26年度の固定資産課税台帳の誤った評価額を修正しないという怠る事実があるので、その修正を行い、誤った評価額に基づく課税によって過払いとなっている分の固定資産税を自分に返還せよということであると捉えられる。すなわち、財産的損害を被っているのは自分であり、自己の損害に当たるとするものの補てんを求めるものである。このことからしても、本件請求が住民監査請求の要件に該当しないことは明らかである。この主旨は、補正により適正な請求となり得るものではない。

なお、固定資産税は、地方税法上毎年1月1日(賦課期日)現在の登記簿に基づいて課税台帳に登録され、所有者である者が同年4月1日からの年度の納税義務者となる。年度中途に所有権の移転があった場合に、その年度の同税の負担をどうするかは、移転当事者間の私法上の問題である。つまりは請求人と久留米市土地開発公社間の問題である。事実として、久留米市の資産税課は同法に基づいて適正に固定資産税の賦課徴収を行っており、久留米市は財産的損害を被っていない。また、本件請求に係る事案は、法制度上からも住民監査請求制度になじむものではない。

したがって、本件請求は、その他の事項などについての検討を行うまでもなく、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断されるものである。

なお、請求書中に、当該土地に係る平成26年度の固定資産税の納税義務者である久留米市土地開発公社においても被害のおそれがあるとする記述があるので、次のとおり付言する。

公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設立された土地開発公社は、普通地方公共団体とも特別地方公共団体とも異なる法人であり、地方自治法上、普通地方公共団体に関する規定は準用されていない。「土地開発公社の理事の違法な行為につき、その設立者である普通地方公共団体の住民は、地方自治法242条の2第1項4号の規定による訴訟を提起することができない」との判例もある。(最高裁平成3年(行ツ)第43号事件判決)「住民訴訟は、法律が特に認めた場合においてのみ提起することができるものであって、住民訴訟の範囲、方式等は、実定法上の明文に即して厳密に解釈せざるを得ず、準用規定のない以上、土地開発公社に対し、地方自治法242条、242条の2を類推適用することは許されない」(福岡高裁昭和61年(行コ)第14号事件判決)とされ、地方公共団体の長が土地開発公社の財務及び業務について指揮監督権を有しているとしても、住民監査請求においては、土地開発公社に対する地方自治法第242条の類推適用が許されないということは、左右されないものとされている。

したがって、久留米市土地開発公社が、仮に何らかの損害を被り、又はそのおそれがあるとしても、住民監査請求の対象とはならない。同公社による訴訟費用の支出についても同様である。